

農家の皆さんへ 農業での野焼きのルールを守りましょう

野焼きは、法律で禁止されていますが、農業を営むためやむを得ないものは例外で認められています。

▼農業を営むための野焼きの例

- ・稲わら、麦わらなどの焼却
- ・害虫駆除のための枯れ草の焼却
- ※農業用廃ビニールなどの焼却は認められていません。

▼やむを得ず野焼きを行う場合

まずは野焼き以外の処分方法を考え、やむを得ず右記の野焼きを行う場合は、次の点を守りましょう。

【①実施前】

- ・消防署に届け出をする（届け出は消防署が事前に野焼きを知るため、野焼きを容認するものではありません。電話・口頭も可能です）。

- ・周囲の住宅環境に配慮し、声掛けを行うなど苦情が出ないように努め、目を離さず焼却できる体制を組む。
- ・わらや草はよく乾燥させ、大量の煙が出ないように工夫する。
- ・すぐに消火できるように水バケツ、消火器などを準備する。
- ・風向きを十分考慮し、風が強い日や空気が乾燥している日は避ける。

【②実施中】

風の影響で周囲に影響が出始めた場合は中止する。

【③実施後】

日中で作業を終わらせ、消火したことを必ず確認する。

●産業課農業振興係

☎985-4119

松前消防署

☎984-3404

平成30年度から

滞納保険料は税務課で管理します

平成30年度から、事務の効率化を進めるとともに、より適切な徴収事務を行うため、滞納管理を税務課に一元化することとしました。

そのため、介護保険料と後期高齢者医療保険料を滞納している場合は、税務課から、町税や国民健康

康保険料と併せて財産調査や差押えなどの滞納処分を受けることとなります。

納付期限までに納付が難しい人は、

早めに税務課へ相談してください。

●税務課管理収納係

☎985-4109

障がいのある人の 自動車税・軽自動車税を減免します

自動車税または軽自動車税を1台に限り減免します。

▼対象

- 障がい者本人が所有する自動車（18歳未満または療育手帳、精神障がい者保健福祉手帳を持っている人は、その人と生計を一にする家族の所有車も含む）を次のいずれかの人が運転する場合
- ①障がい者本人
- ②障がい者と生計を一にする家族
- ③障がい者だけの世帯の障がい者を常時介護する人

▼減免の対象となる障がいの範囲

左表のとおり

▼申請に必要なもの

【自動車税・軽自動車税共通】

- ①各種手帳②運転免許証（運転者のみ）③納税通知書（軽自動車税のみ）④認め印（朱肉を使うもの）⑤納税義務者の

▼申請先

（自動車税）県中予地方局課税課

自動車税担当 ☎909-8754

（軽自動車税）税務課町民係

☎985-4110

「個人番号カード」か「通知カード」などの番号確認書類と運転免許証などの身元確認書類（軽自動車税のみ）

【自動車税】

- ①自動車検査証②生計同一者か常時介護者が運転する場合は①生計同一証明書か常時介護証明書②通学・通園・通所証明書、通院証明書か通勤・生業証明書（いずれも条件あり）
- ※戦傷病者手帳を持っている人はお問い合わせください。
- ※軽自動車税は、納税通知書が届いてから申請にお越しください。

▼申請期限

5月24日（木）

▼申請先

（自動車税）県中予地方局課税課

自動車税担当 ☎909-8754

（軽自動車税）税務課町民係

☎985-4110

◎身体障がい者手帳の区分

障がいの区分	本人が運転	生計同一者、常時介護者
視覚障がい	1級～4級	
聴覚障がい	2級・3級	
平衡機能障がい	3級	
音声機能、言語障がい又はそしゃく機能の障がい	3級 (喉頭摘出がけ)	
上肢不自由	1級・2級	
下肢不自由	1級～6級	1級～3級
体幹不自由	1～3級・5級	1級～3級
乳幼児期以前の非進行性脳病変による運動機能障がい	1級・2級	
上肢機能移動機能	1級～6級	1級～3級
心臓機能障がい	1級・3級	
じん臓機能障がい		
呼吸器機能障がい		
ぼうこう又は直腸の機能障がい		
小腸の機能障がい		
ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能障がい	1級～3級	
肝臓機能障がい		

◎療育手帳の区分 A 判定

◎精神障がい者保健福祉手帳の区分 1級

マイナンバーで年金届け出・申請が行えます

これまで基礎年金番号で行っていた各種届け出や申請がマイナンバーを使って行うことができるようになりました。

▼マイナンバーを使って届け出や申請をする

住所・氏名変更の届け出を省略することができ、便利になります。

※引き続き基礎年金番号での手続

きも行えます。

▼今後の予定

マイナンバーを使って、年金の各種申請時に必要な住民票などの添付書類を省略する予定です。

町民課住民係

☎985-4106

松山西年金事務所国民年金課

☎925-5175

省エネで家計もお得に

「うちエコ診断」で光熱費を減らませんか

「うちエコ診断」は、専用ソフトを使って家庭の光熱費や二酸化炭素排出量を「見える化」し、各家庭に応じた省エネや二酸化炭素削減方法を無料で提案するものです。

役場で診断会を行いますので、ぜひ参加してください。

▼日時 5月30日(水) 9時～16時 所要時間30分程度

▼場所 松前町役場1階ロビー

▼募集人数 30人程度

※定員になり次第締め切ります。

▼応募方法 氏名、連絡先、診断の希望時間を電話、メール、FAX

☎985-4117
FAX 984-8951
☐142seikatsu@town.masaki.ehime.jp

Xのいずれかの方法で知らせてください。

※診断時間は希望に添えない場合がありますので、ご了承ください。

▼締め切り 5月25日(金)

▼その他 募集人数に満たない場合、当日も診断を受け付けます。診断を受けた人には、プレゼントを用意しています。

▼応募先・問い合わせ 町民課生活環境係

☎985-4117

FAX 984-8951

☐142seikatsu@town.masaki.ehime.jp

第49回郷土を美しくする清掃を行います

本年度も、町内の公共の場所にあるごみや雑草などを取り除く「郷土を美しくする清掃」を行います。

▼日時 6月2日(土) 9時～

※雨天時は、6月16日(土)に延期します。

▼場所 塩屋海岸、北黒田・新立海岸、松前港内港、行政区の指定場所など

町民課生活環境係

☎985-4117



6月1日は人権擁護委員の日 人権擁護委員制度70周年 人権擁護委員が相談に応じます

差別、暴行、虐待、いじめ、プライバシー侵害など人権問題で困りの人は、下記の相談を活用してください。

《町の人権擁護委員》



田中安男さん =大溝=



武智和孝さん =西古泉=



石丸幸子さん =筒井=



水本諭さん =新立=



松田雅子さん =鶴吉=



郷田和美さん =恵久美=

《町の人権相談》

▼日時 毎月第4水曜日(祝日の場合は翌日) 10時～15時

▼場所 文化センター2階

電話番号 ☎985-1313

《「人権擁護委員の日」特設相談

《町の特設相談窓口》

▼日時 6月1日(金) 10時～15時

※場所、電話番号は右記と同じ。

《法務局電話相談》

▼日時 6月1日(金) 9時～21時

▼相談担当者 人権擁護委員、法務局職員

電話番号 (フリーダイヤル)

☎0120-459-737

☎985-4137

歯を大切に

伊予歯科医師会監修



歯周病と全身の病気のお話

(2) 歯周病と糖尿病④

歯周病も糖尿病も、共に血管がもろくなる血管病です。糖尿病になると、毛細血管が弱って肌や粘膜が傷つきやすくなり、外からの細菌が侵入しやすくなるため、感染症を起こしやすくなります。歯ぐきのナイーブな血管は最初に影響を受け、歯周ポケットから弱った血管に細菌が入ります。ポケット内に血管から漏れ出た糖分の多い甘い液は、細菌のごちそうとなり、繁殖を助けます。

細菌がポケットから体内に侵入しようとする水際で防ごうと、リンパ球や白血球が集まって戦います。この戦いで火の手が上がるのが免疫反応の一つ「炎

症」です。血管はさらに傷つき、膨らみ、少し触れただけで出血しやすくなります。戦死した白血球は膿となり、ポケットの底に溜まり、歯ぐきを圧迫して腫らします。

糖尿病は、この細菌と戦う力=免疫力を下げるのです。時に、過労やストレスで炎症が発火し、腫れて痛んだり、膿が出たりします。普段は何も気付かずに過ごしてしまうので、噛みづらい不調を感じるころには、沈黙の炎症が、歯を支えている骨を侵し、その大半を失っていることが多く、歯の余命はわずかとなります。このように、糖尿病は歯周病の進行を加速させます。両者はコインの裏表のような間柄なのです。

今回は、歯周病と糖尿病の両者に潜む生活の背景を探っていきましょう。

平成30年工業統計調査を行います

6月1日、従業者4人以上の全ての製造事業所が対象となる「平成30年工業統計調査」が行われます。

この調査では、従業者数や製造出荷額などを調べ、その結果を中小企業施策や地域振興などの基礎資料に活用します。

5月下旬から、調査員証を持った調査員が調査票記入のお願いに事業所を訪問しますので、ご協力をお願いします。調査内容は、統計上の目的以外は一切使用しません。

町民課統計電算係

☎985-4101

「守ろう人権 なくそう差別」 2018 明るい人権の町づくり大会

- ◎日時 5月26日(土) 13時～(受け付け12時30分～)
- ◎会場 文化センター 広域学習ホール
- ◎内容 開会行事(13時～)
伊予高生徒・教諭による人権発表(13時30分～)
記念講演(14時30分～) ※手話通訳がつかます。
講師 伊藤 真波さん 演題 「あきらめない心」
- ◎その他 参加無料。無料託児希望者は事前に社会教育課へ。

講師紹介

伊藤 真波 さん

20歳のとき、交通事故で右腕切断。その後、自身の努力で日本初の義手の看護師となった。リハビリの一環として始めた水泳でもパラリンピックに出場し、好成績を残している。



社会教育課人権教育係 ☎985-4137

えひめ地域政策研究センター主催 「地域づくり人養成講座」に参加しませんか

地域づくり活動のためのワークショップ講座を開催します。

▼日程 6月から11月ころまでの間で6回開催

※詳しい日程は、5月上旬に町ホームページでお知らせします。

▼募集人数 25人(先着順)

▼受講料 原則無料(食費などは自己負担)

▼応募方法 応募用紙を提出してください。

※応募用紙は総務課窓口で配布しているほか、町ホームページからダウンロードできます。

▼締め切り 5月31日(木)

▼応募先・問い合わせ

総務課企画政策係

☎985-4103

犬・猫の不妊去勢手術を助成します

飼い犬・猫の不妊去勢手術の費用を助成します。

▼補助対象

①平成30年4月1日～31年3月31日までに手術をしていること

②飼い主は、町内在住で、動物取扱業を行っていないこと

③犬は、登録し、30年度の狂犬病予防注射済票が交付されているか、30年度中に予防接種を受けていること

④町税、国民健康保険税、介護保険料、後期高齢者医療保険料を滞納していないこと

▼補助件数 犬・猫合わせて先着

140頭

▼補助金額 2300円

▼申請方法 手術後、獣医師から

証明をもらった上で、補助金交付申請書、補助金請求書、税情報等

開示同意書を提出してください。

※申請書類は町民課窓口で配布しているほか、町ホームページからダウンロードできます。

▼受付期限 31年4月1日(月)

▼申請先・問い合わせ

町民課生活環境係

☎985-4117



松前の防災力

総務課危機管理係
☎985-4103

愛媛県避難支援アプリ

「ひめシェルター」を配信開始



松前町公式防災
フェイスブックページ



県と県内20市町は、災害時に県民や旅行者が適切かつ安全に避難できるよう、避難支援アプリ「ひめシェルター」の配信を開始しました。

▶アプリの特徴

①いち早く情報を入手できる

市町からの避難情報、避難所開設情報や行政からの緊急のお知らせなどの災害情報を通知します。

②GPSと地図情報で避難行動を支援

利用者の位置や最寄りの避難先、浸水想定エリアなどの情報をはじめ、県の災害情報システムと

連携し、市町が開設している避難所をリアルタイムで地図上に表示します。

③事前に避難計画を登録できる

事前に避難経路やメモを地図上に登録でき、その情報を基に避難することができます。

④安否登録や確認が可能

▶利用方法

右のQRコードからアプリをダウンロードしてください。

